

毒物劇物業務上取扱者について

★次の事業を行う場合は、届出が必要です。

- 1 シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して電気めっきを行う事業
(電気めっき業專業のみでなく、事業の行程中に電気めっきを行う事業も含まれる)
- 2 シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して金属熱処理を行う事業
(金属熱処理業專業のみでなく、事業の行程中に金属熱処理を行う事業も含まれる)
- 3 次の(1)又は(2)の運送方法により、常時反復継続してシアン化ナトリウム又は政令別表第2で定める毒物又は劇物を運送する事業
(臨時に需要に応じて毒物又は劇物を運送する場合は除く)
 - (1) 最大積載量が5,000kg以上の自動車又は被けん引自動車(以下「大型自動車」という)に固定された容器を用いて行う毒物又は劇物の運送方法(タンクローリーを使用した毒物又は劇物の運送方法)
 - (2) 内容量が1,000L以上(四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては200L)の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送方法(大型容器をトラック等に積載して行う毒物又は劇物の運送方法)

＜政令別表第2で定める毒物又は劇物＞

- a 黄燐
 - b 四アルキル鉛を含有する製剤
 - c 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
 - d 弗化水素及びこれを含有する製剤
 - e アクリルニトリル
 - f アクロレイン
 - g アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - h 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - i 塩素
 - j 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く)
 - k クロルスルホン酸
 - l クロルピクリン
 - m クロルメチル
 - n 硅弗化水素酸
 - o ジメチル硫酸
 - p 臭素
 - q 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - r 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - s 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - t ニトロベンゼン
 - u 発煙硫酸
 - v ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
 - w 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの
- 4 シアン化ナトリウム又はヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用してしろりの防除を行う事業

★毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。毒物劇物取扱責任者の資格は次のとおりです。

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- (3) 都道府県知事が行う一般毒物劇物取扱者試験の合格者

★新たに事業を始める場合は、事前に医療局医療安全課（TEL：045-671-3876）へご相談ください。

★毒物劇物業務上取扱者の届出をする場合は、次の書類を医療局医療安全課へご提出ください。

また、次の変更、廃止の事項に該当したときは、30日以内に届出を行ってください。

★手数料は必要ありません。

事 項		提 出 書 類	備 考
新 規 届 出		(1) 毒物劇物業務上取扱者届書 (2) 毒物劇物取扱責任者設置届 ① 資格を証する書類 (薬剤師免許証・卒業証書・卒業証明書・履修証明書・試験合格証等の写し) ② 宣誓書 ③ 証明書 ④ 医師の診断書 (診断書の有効期限：3か月) (原本又は開設者が原本証明した写し)	(2)-①④ 同一の書類がすでに県内の保健所（保健福祉事務所、福祉保健センター）に提出されている場合は省略できます。 省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗等の名称・所在地・許可(登録)業種・許可(登録)番号・提出先・提出日を記載してください。 (2)-① 資格を証する書類は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。
変 更	毒物劇物取扱責任者	(1) 毒物劇物取扱責任者変更届 ① 資格を証する書類 (薬剤師免許証・卒業証書・卒業証明書・履修証明書・試験合格証等の写し) ② 宣誓書 ③ 証明書 ④ 医師の診断書 (診断書の有効期限：3か月) (原本又は開設者が原本証明した写し)	☆ 責任者の氏名・住所の変更の場合、届出は必要ありません。 ①④ 同一の書類がすでに県内の保健所（保健福祉事務所、福祉保健センター）に提出されている場合又は県内の他の店舗等で責任者だった者が転勤等により着任した場合は省略できます。 省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗等の名称・所在地・許可(登録)業種・許可(登録)番号・提出先・提出日を記載してください。 ① 資格を証する書類は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。
	開設者の氏名、住所（法人の名称、所在地）	(1) 変更届	☆ 法人代表者の変更の場合、届出は必要ありません。 ☆ 事業場所在地の住居表示の変更の場合、届出は必要ありません。
	取り扱う品目		
	事業場の名称		
	事業場の所在地		
事 業 の 廃 止		(1) 廃止届	